

建築工事における週休 2 日制工事実施要領の Q & A

Q & A 内の「要領」とは、「建築工事における週休 2 日制工事実施要領」を示します。

○要領について

Q 1 週休 2 日制工事の対象とするのはどのような工事ですか。

A 1 愛知県建築局の発注工事を対象としています。また、建設局又は都市・交通局の発注工事で、本要領を適用する場合は、当該工事も対象となります。

Q 2 発注者指定方式と受注者希望方式の違いは何ですか。

A 2 発注者指定方式は発注者によりあらかじめ月単位の週休 2 日を取り組むことを指定したもので、当初から月単位の 4 週 8 休以上の労務費補正を行い、予定価格の算出をしています。現場閉所（現場休息）の状況を確認し、月単位の 4 週 8 休に満たない場合は、通期の 4 週 8 休以上の補正係数に変更し、通期の 4 週 8 休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額の変更契約を行います。

受注者希望方式は月単位の週休 2 日に取り組むことを受注者が判断できるもので、当初は通期の 4 週 8 休以上の労務費補正を行い、予定価格の算出をしています。協議により受注者が工事着手前に月単位の週休 2 日の取り組みを希望した場合は、月単位の 4 週 8 休以上の補正係数に変更し、請負代金額の変更契約を行います。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の 4 週 8 休に満たない場合は、通期の 4 週 8 休以上の補正係数に変更し、通期の 4 週 8 休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額の契約変更を行います。

Q 3 要領第 3 条（2）対象期間について「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」とは具体的に何ですか。

A 3 休日予定日に行う次の作業等が考えられます。

- ・現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等第三者被害の防止作業等）、現場内における災害発生時の対応作業
- ・占有者（電気、ガス、水道等）や市町村等の発注工事との調整に伴う作業
- ・第三者による事故や住民対応等の作業等
- ・発注者又は施設管理者側の事情により、当初工程にない作業が発生若しくは施工の制約等を受けたことによる休日作業の発生（工程の見直しや代休の取得等による代替措置が不可能な場合に限る）

「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」として対象外期間とする場合は、工事打合簿により監督員と協議を行ってください。

Q 4 要領第3条(2)対象期間について「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」の例示として、Q3のA3において、「発注者又は施設管理者側の事情により、当初工程にない作業が発生若しくは施工の制約等を受けたことによる休日作業の発生（工程の見直しや代休の取得等による代替措置が困難な場合に限る）」とありますが、認められる場合の判断基準やその確認方法等がありますか。

A 4 認められる場合の判断基準やその確認方法等は以下のとおりです。

【判断基準（考え方）】

- ・月単位の週休2日の月末、通期の週休2日の工期末の直近に発注者又は施設管理者等から、音出し作業等の制約により休日作業を指示され、当該月や工期内で休日の調整が困難な場合

【例】

	日	月	火	水	木	金	土
1 W	休日	(作業日)	(作業日)	(作業日)	(作業日)	(作業日)	休日
2 W	休日	(作業日)	(作業日)	(作業日)	(作業日)	(作業日)	休日
3 W	休日	(作業日)	(作業日)	(作業日)	(作業日)	(作業日)	休日
4 W	休日	(作業日)	(作業日)	(作業日)	(作業日)	(作業日)	休日
			↓ 施工制約				↓ 休日作業 【対象外】

その他、上記以外でやむを得ず「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」とする必要がある場合は、監督員と協議の上、設定して下さい。

【確認方法】

- ・工事打合簿に休日発生の理由等を記載し、監督員との協議を行って下さい。

Q 5 要領第3条(3)工事着手日（対象期間の始まり）について具体的にいつを示しますか。

A 5 工事着手日は、現場代理人等が現場に常駐し始める日であり、対象期間に準備期間は含みません。

Q 6 要領第3条(4)工事完成日（対象期間の終わり）について具体的にいつを示しますか。

A 6 工事完成日は、完了届に記載の完了日とします。

Q 7 受注者希望方式について、月単位の週休 2 日を希望しない場合はどうなりますか。

A 7 受注者希望方式の場合は、通期の週休 2 日を前提に労務費を補正し、工事費を積算していますので、月単位の週休 2 日を希望しない場合は、通期の週休 2 日に取り組んでください。月単位の週休 2 日が可能な場合は、積極的な取組みへの検討をお願いします。

Q 8 発注者指定方式について、工事着手当初から月単位の週休 2 日ではなく、通期の週休 2 日を目標に取り組むことはできますか。

A 8 工事着手当初は月単位の週休 2 日以上を目標としてください。月単位の週休 2 日の現場閉所（現場休息）率を取得することを前提としているため、未達成の場合は、実際の現場閉所（現場休息）の状況に応じて労務費補正分を減額変更します。その場合月単位の週休 2 日は達成されていないため、要領第 8 条(2)による工事成績評定の加点はありません。また、提出された工程表が月単位の週休 2 日を前提としていないなど、明らかに週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2 点減じます。

○工期、対象期間について

Q 9 週休 2 日を確保するために、工期延長することは認められますか。

A 9 週休 2 日を確保するための工期延長は認められません。ただし、受注者の責めに帰すことが出来ない事由によるときは、工期の延長を認める場合があります。工期が延長された場合は、週休 2 日の対象期間も延長されます。

Q 10 工期延長をした場合、対象期間の考え方はどうなりますか。

A 10 工期延長した場合、対象期間も延長します。対象期間の考え方は要領第 3 条（2）対象期間によります。

Q 11 対象期間の中にある祝日の扱いはどのようになりますか。

A 11 祝日は平日と同じ扱いとしても構いません。

Q 12 夏期休暇及び年末年始休暇における休日の考え方はどのようになりますか。

A 12 夏期休暇及び年末年始期間はそれぞれ 7～9 月の間で 3 日間、12～1 月の間で 6 日間を想定しています。また、要領第 3 条（2）対象期間から除外されるため、現場閉所（現場休息）率算定の日数からは外します。ただし、対象期間となる工期の中にお盆期間または年末年始が入る場合に限ります。

Q13 対象期間の中で現場閉所（現場休息）を行いやすい時期にまとめて現場閉所（現場休息）を行うことで週休2日を確保することはできますか。

A13 月単位の週休2日の場合は、対象期間の全ての月ごとに28.5%以上の現場閉所（現場休息）率を確保してください。なお、暦上の対象期間となる土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の対象期間となる土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を確保してください。なお、現場閉所日（現場休息日）を、原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を変更できるものとします。（参考3：月単位の週休2日制工事の現場閉所率算定例）
通期の週休2日の場合は、対象期間全体で必要な休日日数を取得できれば、現場閉所（現場休息）率を確保したことになりますが、休日は4週（28日）を1スパンとして平均的に取得するよう配慮してください。また、毎週土曜日を現場閉所（まんなかホリデー）とするよう努めてください。

Q14 午前中は工事を実施したが、午後は降雨により休工とした場合、現場閉所（現場休息）日として取り扱うことはできますか。

A14 要領第3条（5）より現場閉所（現場休息）は、1日を通して現場が閉所された状態を示しますので、半日の作業を行った場合は、現場閉所（現場休息）日として取り扱うことはできません。

Q15 現場代理人等が現場閉所（現場休息）日に、現場外（本社等）で書類作成等を行った場合、現場閉所（現場休息）となりますか。

A15 要領第3条（5）及び（6）により現場閉所（現場休息）は現場と現場事務所での作業を一日行わない状態と定義しています。現場外の作業については、この要領の現場閉所（現場休息）には影響しません。

○履行確認、工事成績評定について

Q16 受注者希望方式で月単位の週休2日を実施する場合の協議はどのように行いますか。（要領第4条（2））

A16 工事打合簿において事前協議を監督員と行います。（参考1：着手前協議書式）

Q17 監督員による現場閉所（現場休息）の確認は、どのように行いますか。

A17 随時、月間工程表により確認します。また、工事完了の2週間前に最終的な現場閉所（現場休息）率（最後の2週間は予定）を工事打合簿に記載して報告してください。（参考2：取組状況報告書式）

Q18 「現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないように留意し、既存の書類の活用に努める。」とありますが、既存の書類とはどのような書類ですか。（要領第7条(1)③）

A18 月間工程表、週間工程表や日報を示します。

Q19 月単位の週休2日及び通期の週休2日が未達成となることが判明した場合にどうすればいいですか。

A19 達成出来ないことが判明した場合は監督員と協議の上、実際の現場閉所（現場休息）の状況に応じて、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更します。なお、労務費補正の変更については、全期間に対して行われます。その際、最終的な現場閉所（現場休息）率を工事打合簿に記載して報告してください。（参考2：取組状況報告書式）

Q20 月単位の週休2日及び通期の週休2日が4週8休未満となってしまった場合に減点等がありますか。

A20 結果的に週休2日を達成できなかった場合は、減点の対象とはなりません。ただし、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減じます。また、実際の現場閉所（現場休息）の状況に応じて労務費補正分を減額する契約変更を行います。

Q21 受注者希望方式で受注者が月単位の週休2日に取り組むことを希望しなかった場合に減点等がありますか。

A21 減点はありません。ただし、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減じます。

Q22 受注者希望方式で月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む）もので、結果的に月単位の4週8休以上の現場閉所（現場休息）率を達成できた場合に労務費の補正や工事成績評定の加点はありますか。

A22 結果的に月単位の週休2日の現場閉所（現場休息）率を達成できた場合でも、労務費の補正や工事成績評定の加点はありません。

Q23 受注者希望方式で月単位の週休２日に取組むことを受注者が希望し、その後月単位の週休２日が達成できなかった場合に、工事成績評定の減点はありますか。

A23 減点の対象とはなりません。ただし、提出された工程表が月単位の週休２日又は通期の週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに週休２日に取組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「７．法令遵守等 ９．その他」の項目において、２点減じます。また、既に月単位の週休２日の補正係数に変更契約を行っている場合は、実際の現場閉所（現場休息）の状況に応じて労務費補正分を減額する契約変更を行います。

Q24 月単位の週休２日が達成された場合、工事成績評定要領のどの項目で評価するか。

A24 建築局の発注工事においては、「創意工夫 安全衛生関係（No. 35 その他）」で評価します。建設局又は都市・交通局の発注工事については、「６．社会性等 Ｉ．地域への貢献度」で評価します。

Q25 月単位の週休２日は未達成で、通期の週休２日を達成した場合でも取組証は発行されるのか。

A25 通期の週休２日を達成した場合は、通期の週休２日の取組証が発行されます。

○分離発注工事の場合について

Q26 分離発注工事の場合、現場休息日は関連工事と同日にしないといけませんか。

A26 分離発注工事の場合は、各発注工事単位で現場休息日を確保してください。関連工事と現場休息日を同日にする必要はありません。

Q27 受注者希望方式の場合、分離発注工事毎に週休２日の形式を選択することはできますか。

A27 分離発注工事毎に選択することができます。

Q28 分離発注工事の統括安全衛生責任者の代理について教えてください。

A28 各分離発注工事請負者に統括安全衛生責任者の代理を選任する場合は、工事打合簿等に記録し、安全管理組織表等にもその旨を記載してください。

○その他

Q29 仮囲い等への記載内容を教えてください。

A29 公衆の見やすい場所に「本工事は、建設業のワークライフバランスを推進する週休2日に取り組んでいます。」等の表示をしてください。

Q30 見積単価は補正係数による補正の対象になりますか。

A30 週休2日制工事において、見積単価は既に週休2日を前提とした単価を採用しているため補正の対象外としています。

Q31 週休2日制工事の労務費補正の減額を行う場合（契約変更時）、請負比率を乗じますか。

A31 労務費補正による請負代金額の変更は、当初請負比率を乗じることになります。

工 事 打 合 簿

発 議 者	☐ 発注者 ☒ 請負者・受注者	発議年月日	年 月 日
発議事項	☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他 ()		
工 事 名	〇〇建築工事		
(内容) 本工事について、建築工事における週休 2 日制工事実施要領 (建築局) に基づく月単位の週休 2 日制工事としてよろしいか。			
添付図 葉、その他添付図書			
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について ☐ 指示・ ☐ 承諾・ ☐ 協議・ ☐ 提出・ ☐ 受理 します。 ☐ その他 () 監督員は承諾にチェックを入れて処理 年 月 日	
	請 負 者 ・ 受 注 者	上記について ☐ 承諾・ ☐ 協議・ ☐ 提出・ ☐ 報告・ ☐ 受理 します。 ☐ その他 () 年 月 日	

総括 監督員	主任 監督員	専任 監督員	管理 技術者	担当 技術者	現場 代理人	主任 (監理) 技術者	監理技術者 補佐

※ 必要のない記名欄は斜線を引く等する。

工 事 打 合 簿

発 議 者	☐ 発注者 ☒ 請負者・受注者	発議年月日	年 月 日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☒ 報告 ☐ 提出 ☐ その他 ()		
工 事 名	〇〇建築工事		
(内容) 副題：【月単位・通期】の週休 2 日制工事取組状況について 別添達成状況確認表のとおり、【月単位・通期】の週休 2 日を達成。			
添付図 葉、その他添付図書			
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について ☐ 指示・ ☐ 承諾・ ☐ 協議・ ☐ 提出・ ☐ 受理 します。 ☐ その他 ()	
	請 負 者 ・ 受 注 者	上記について ☐ 承諾・ ☐ 協議・ ☐ 提出・ ☐ 報告・ ☐ 受理 します。 ☐ その他 ()	

総括 監督員	主任 監督員	専任 監督員	管理 技術者	担当 技術者	現場 代理人	主任（監理） 技術者	監理技術者 補佐

※ 必要のない記名欄は斜線を引く等する。

週休2日制工事達成状況確認表(月単位の週休2日)【例】

月	現場閉所 日数 ①	対象期間 日数 ②	現場閉所 率(%) ①／②	対象外期間		土日 数	判定
				日数	内容		
6	6	20	30.0%	10	着手前	6	達成
7	8	31	25.8%	0		8	達成(当該月の土日合計日数以上の休日を確保)
8	7	25	28.0%	6	夏季休暇3日 受注者の責によらない期間3日	7	達成(当該月の土日合計日数以上の休日を確保)
9	8	30	26.7%	0		8	達成(当該月の土日合計日数以上の休日を確保)
10	8	31	25.8%	0		8	達成(当該月の土日合計日数以上の休日を確保)
11	10	30	33.3%	0		10	達成
12	8	28	28.6%	3	年末年始	8	達成
1	9	28	32.1%	3	年末年始	8	達成
2	1	6	16.7%	21	完成後	1	達成(当該月の土日合計日数以上の休日を確保)
全体							達成

週休2日制工事達成状況確認表(通期の週休2日)【例】

月	現場閉所 日数 ①	対象期間 日数 ②	現場閉所 率(%) ①／②	対象外期間		判定
				日数	内容	
6	6	20	30.0%	10	着手前	—
7	8	31	25.8%	0		—
8	7	25	28.0%	6	夏季休暇3日 受注者の責によら ない期間3日	—
9	8	30	26.7%	0		—
10	8	31	25.8%	0		—
11	10	30	33.3%	0		—
12	8	28	28.6%	3	年末年始	—
1	9	28	32.1%	3	年末年始	—
2	3	11	27.3%	17	完成後	
全体	67	234	28.6%			達成

参考 3：月単位の週休 2 日制工事の現場閉所率算定例

1. 対象期間の開始日に関わらず**暦上の月を 1 月**とし、すべての月毎において休工率28.5%以上取得した場合、達成とする。
ただし、暦上の対象期間となる土曜日・日曜日の休工では28.5%に満たない月は、その月の対象期間となる土曜日・日曜日の合計日数以上の休工を行っている場合に、28.5%を達成しているものとみなす。
なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を変更できるものとする。（※ 1）
2. 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間については、工程の見直しや、同月内で代休の取得等による代替措置が困難な場合、対象外期間として取り扱うことができる。（※ 2）

日	月	火	水	木	金	土
●月1日	●月2日	●月3日	●月4日	●月5日	●月6日	●月7日
●月8日	●月9日	●月10日	●月11日 工事 着手日	●月12日	●月13日	●月14日 休工
●月15日 休工	●月16日	●月17日	●月18日	●月19日	●月20日	●月21日 休工
●月22日 休工	●月23日	●月24日	●月25日	●月26日	●月27日	●月28日 休工
●月29日 休工	●月30日	○月1日	○月2日	○月3日	○月4日	○月5日 休工
○月6日 休工	○月7日	○月8日	○月9日	○月10日	○月11日	○月12日 休工
○月13日 休工	○月14日	○月15日	○月16日	○月17日	○月18日	○月19日 休工
○月20日 休工	○月21日	○月22日	○月23日	○月24日	○月25日	○月26日 休工
○月27日 休工	○月28日	○月29日	○月30日	○月31日	△月1日	△月2日 休工
△月3日 休工	△月4日	△月5日	△月6日	△月7日	△月8日	△月9日 休工
△月10日 休工	△月11日	△月12日	△月13日	△月14日	△月15日	△月16日 休工
△月17日 休工	△月18日	△月19日	△月20日	△月21日	△月22日	△月23日 現場作業
△月24日 現場作業	△月25日	△月26日	△月27日	△月28日	△月29日	△月30日 現場作業
△月31日 休工	■月1日	■月2日	■月3日	■月4日	■月5日 工事 完成日	■月6日

対象外期間

●日 1 日～●月10日
⇒評価対象外

1 月目（●月11日～●月30日）
→ 6 休工日/対象期間20日 = **30.0% ≥ 28.5%**
4 週 8 休（28.5%）以上休工 → **達成**

2 月目（○月 1 日～○月31日）
→ 8 休工日/対象期間31日 = **25.8% ≤ 28.5%**
対象期間内の土日は 8 日 = 8 休工日 → **達成**
※ 1 土曜日・日曜日の合計日数以上の休工を行っているため達成とする。

3 月目（△月 1 日～△月31日）
→ 7 休工日/対象期間25日 = **28.0% ≤ 28.5%**
※ 2 休日の現場作業 3 日間は、発注者の指示による当初予定していなかった休日現場作業のため、対象外期間とする。
暦上の土日は10日→ 対象期間となる土日は 7 日 = 7 休工日 → **達成**
※ 1 対象期間となる土曜日・日曜日の合計日数以上の休工を行っているため達成とする。

4 月目（■月 1 日～■月5日）
→ 0 休工日/対象期間 5 日 = **0% ≤ 28.5%**
対象期間内の土日は 0 日 = 0 休工日 → **達成**
※ 1 土曜日・日曜日の合計日数以上の休工を行っているため達成とする。

このケースの場合、月単位の週休 2 日 ⇒ **達成**（すべての月で達成しているため）